知多市消防団協力事業所表示制度

全国的に消防団員数が年々減少してきています。また、会社勤めをしている団員の割合が増大してきていることから、消防庁が平成１９年１月から運用を始めた「消防団協力事業所表示制度」が、平成２２年２月１日から知多市でも始まりました。

平成２１年度の知多市消防団の会社勤めをしている団員の割合は約８７％と高く、事業所等側の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠です。このため、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境を作り、消防団員となった従業員が消防団活動をしやすい環境づくりをしていただいている事業所等、または、事業所等が所有する防災力の提供等の協力をしていただいている事業所等に対し、その証として消防団協力事業所表示証を交付するものです。

１　制度の概要

（１）　消防団協力事業所として認定された事業所には「消防団協力事業所表示証」を交付します。

（２）　事業所は表示証を社屋等に掲示でき、また、自社のホームページ等でも広く公表することができるため、社会貢献企業として信頼性の向上につながります。

２　消防団協力事業所の認定基準

市税等の滞納及び消防関係法令に違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

（１）　複数の従業員が消防団に入団していること。

（２）　従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。

（３）　災害時等における資機材等の提供、消防団の訓練場所や施設用地の提供など、消防団活動に協力をしていること。

（４）　その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していること。

３　申請方法

知多市消防団協力事業所表示制度実施要綱　第２号様式（知多市消防団協力事業所認定申請書）に必要事項を記載し、以下の書類を添付したものを知多市消防本部庶務課へ提出してください。

（１）　会社案内・パンフレット等事業所の業務内容が分かる書類

（２）　消防団への協力内容が具体的に分かる書類